

青少年育成鳥取市民会議運営費補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、青少年育成鳥取市民会議運営費補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、地域における青少年の非行防止や環境浄化等を推進し、青少年のための明るいまちづくりを実現するための活動を行う、青少年育成鳥取市民会議（以下「市民会議」という。）に対し、補助金を交付し、もって本市の青少年問題の解決を図ることを目的とする

(補助対象期間)

第3条 補助の対象となる期間は、本補助金の交付決定の日の属する年度の4月1日から3月31日までとする。

(補助対象経費)

第4条 本補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、市民会議の運営に要する次に掲げる経費とする。

- (1) 報償費（報償費、謝金等）
- (2) 需用費（消耗品費、燃料費等）
- (3) 役務費（郵便、電信電話料等）
- (4) 委託料（委託費等）
- (5) 補助金（助成金等）
- (6) その他市長が特に必要と認める経費

(補助金の算定等)

第5条 本補助金は、補助対象経費（会費等の特定財源を除く。）に10分の10を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）以内で算定し、予算の範囲内で交付する。

(交付申請)

第6条 本補助金の交付申請は、事業計画及び収支予算書を添付し、毎年6月30日までに行わなければならない。

(承認を要しない変更)

第7条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額
- (2) 本補助金の2割を超える減額

(着手届を必要としない場合)

第8条 本補助金の交付にかかる事業は、規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合とし、同項に規定する着手届の提出を要しないものとする。

(交付時期)

第9条 本補助金の交付は、市民会議の運営が円滑に行われるよう、毎年7月31日までに交付する。

(実績報告)

第10条 規則第12条に定める実績報告は、事業報告書及び収支決算書によるものとし、補助金の交付された年度の翌年度の4月10日までに提出しなければならない。

(消費税仕入控除税額等に係る取扱い)

第11条 補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額(以下「消費税仕入控除税額等」という。)がある場合の本補助金の申請及び実績報告は、次の各号に定める方法によって行うものとする。

- (1) 消費税仕入控除税額等がある場合には、これを補助対象経費から減額して交付の申請をすること。ただし、本補助金の交付を受けようとする者が、免税事業者、簡易課税事業者若しくは特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等(消費税法別表第3に掲げる法人及び同法第2条第1項第7号に規定する人格のない社団等をいう。)である場合又は仕入控除税額が明らかでないときは、この限りでない。
- (2) 実績報告書を提出するに当たって、本補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、その金額(前号により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を補助対象経費から減額して報告すること。
- (3) 本補助金の交付を受ける者が、仕入控除税額を含む額で交付決定を受けた一般課税事業者であって、実績報告書を提出した後に、消費税の申告により本補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額(前2号により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を消費税仕入控除税額等報告書(様式第1号)により速やかに市長に報告するとともに、市長からの返還命令があった場合は、それに従うものとする。

(雑 則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年6月11日から施行し、平成13年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年5月30日から施行し、平成17年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年6月14日から施行し、平成22年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年5月10日から施行し、令和4年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行し、令和8年度の補助金から適用する。

様式第 1 号（第 1 1 条関係）

年 月 日

鳥取市長 様

住 所

氏 名

年度消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書

年 月 日付け鳥取指令受 第 号により交付決定を受けた青少年育成鳥取市民会議運営
費補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、下記のとおり報告します。

記

1 鳥取市補助金等交付規則第 1 2 条の 2 に基づく額の確定額又は事業実績報告額

金 円

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
（要補助金返還相当額）

金 円

（注）別紙を添付すること。

(別紙)

年度消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書

1 住所

2 氏名

3 補助事業名

4 補助金確定額

円

5 仕入控除税額の概要

(1) 補助金の使途の内訳

(単位 :

円)

区 分		課税仕入			非課税仕入 使用分	合 計
		課税売上 対応分	非課税売上 対応分	共通対応分		
経費の内訳						
	合 計					

(2) 課税売上割合

(3) 仕入控除税額

(注) 確定申告書の写し等参考となる資料を添付すること。